

～令和8年1月施行！下請法は取適法へ～

下請法・下請振興法改正ポイント説明会及びフリーランス法説明会の御案内

沖縄総合事務局では、令和8年1月に施行された改正下請法、改正下請振興法及び令和6年11月施行のフリーランス法の普及・啓発に取り組んでいます。

今般、当課及び経済産業部中小企業課におきまして、これらの法律に関する説明会を下記のとおり開催します。

無料ですので、お気軽にご参加ください！

1. 日時

令和8年3月6日（金）13時30分～16時15分

2. 場所

沖縄県那覇市おもろまち3-1-1
沖縄県立博物館・美術館（おきみゅー） 博物館講座室

3. 定員 84名（原則として1事業者につき2名以内）

4. 対象者

下請法・下請振興法改正ポイント及びフリーランス法の知識の習得を希望する方

5. 当日の開場・受付時間等

開場・受付開始時間は、説明会開始時間の30分前です。

説明会で使用する資料は、当日会場で配布します（教材費無料）。



※ 駐車場の台数には限りがございますので、なるべくバスなどの公共交通機関をご利用ください。

○ お申込みはこちらから

申込フォーム

<https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/toriteki.html>

※申込フォームから申し込みの方は、下記問い合わせ先までご連絡ください。



- 申込フォームへの入力を完了すると、入力されたメールアドレス宛てに自動送信で受付申し込み完了のメールが届きますので、当該メールの受信をもって申込完了となります。
- 募集定員に達し次第、申込受付を終了いたします。なお、募集定員に達しない場合でも、開催日の3日前に申込受付を終了いたします。
- 入手した個人情報は、説明会業務以外の目的には使用いたしません。



問い合わせ先

内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引課（担当：外間、山城）

電話 098-866-0049（直通）